

衆議院情報監視審査会 令和3年年次報告書（概要）

令和3年年次報告書の全体像

編集方針	本報告書の起草にあたり、政府の不開示情報については記載しないこととする一方、国民の知る権利に資する観点から可能な限り「公表できることは公表する」との方針の下、質疑・応答の形式を用いるなど、分かりやすい形で編集を行った。
対象期間等	対象期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日 審査会開会数：10回（手続的な事項のみを協議した回を含む）
調査 (主な調査事項)	<ul style="list-style-type: none">■ 特定秘密保護制度全般<ul style="list-style-type: none">・河野国務大臣から国会報告について説明聴取・内閣情報調査室から国会報告に関する補足説明聴取及び質疑・独立公文書管理監から独立公文書管理監報告等に関する説明聴取及び質疑■ 令和2年「政府に対する意見」（審査会意見）への対応状況<ul style="list-style-type: none">・関係行政機関から、令和元年審査会意見に基づき講じた措置等について説明聴取■ 各行政機関における特定秘密の指定・解除及び適性評価の実施状況<ul style="list-style-type: none">・指定行政機関のうち、実際に特定秘密を指定している12行政機関から説明聴取及び質疑
審査	委員会等からの審査の要請等がないため、行われなかった。(平成26年12月の審査会設置以来、要請等なし)



政府に対する意見	<ul style="list-style-type: none">■ 政府に対する意見として、5項目を提示■ 本意見に対し、政府が具体的な対応を行わない場合、必要に応じて国会法第102条の16第1項に基づく勧告を行うものとする。
-----------------	---

令和3年「政府に対する意見」(審査会意見)

特定秘密文書の管理関係

各行政機関においては、保全教育等を通じ特定秘密に対する職員の意識及び理解を徹底し、その上で適切な管理がなされているか改めて確認すること。特に不適切な管理事案が発生した行政機関については、当該事案を受けた再発防止策を確実に実施すること。また、引き続き適合事業者等における秘密保全状況の把握に努め、必要に応じて立入検査等を行うなど情報管理に万全を期すこと。

不適切な管理事案発覚後の審査会への報告と国民への公表について

各行政機関においては、特定秘密の管理において重大な事案が生じた場合には、その事実や漏えいの有無の判断理由を含む経緯、再発防止策等について、当審査会に速やかに報告し、丁寧に説明すること。また、国民に対しても可能な限り早期に公表するよう努めること。

審査会への対応関係

各行政機関においては、審査会意見で繰り返し当審査会への対応の改善を求めてきたことも重く受け止め、審査会での説明方法や資料の在り方について検討すること。なお、説明に当たっては、必要な場合には特定秘密以外の不開示情報についても積極的に説明するよう求めた令和元年審査会意見の趣旨を踏まえ、引き続き真摯に対応すること。

独立公文書管理監関係

独立公文書管理監においては、「特定行政文書ファイル等にすべきものの存否」に関する検証・監察について、実施件数を増やし対象文書を「写し」以外から主体的に選択するなど、実効性向上に向けた取組を更に継続すること。

特定秘密指定書関係

各指定行政機関においては、特定秘密指定書の作成に当たり、「指定の理由」が特定秘密の指定要件の充足性等の判別が可能となる記述内容となっているかよく精査すること。また、審査会において当該理由の説明を求められた場合には、不開示情報を含めより具体的に説明するよう努めること。

政府提出資料「令和2年中に廃棄された保存期間1年未満の特定秘密文書の件数」の状況

保存期間が1年未満の特定秘密文書の廃棄件数

審査会は、文書廃棄の継続的監視の観点から、昨年に引き続き、各行政機関に対し「令和2年中に廃棄された保存期間1年未満の特定秘密文書の件数」を、以下の①及び②の類型に基づき報告することを求めた。それらを集計し、以下の表のとおり、取りまとめた。

①改正ガイドラインの類型に基づく分類

ガイドラインの類型		廃棄件数
1	別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し	592,004
2	定型的・日常的な業務連絡、日程表等	797
3	出版物や公表物を編集した文書	0
4	〇〇省の所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答	0
5	明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書	0
6	意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書	13,013
7	保存期間表において、保存期間を1年未満と設定することが適当なものとして、業務単位で具体的に定められた文書	378
8	新ガイドラインの類型(上記1~7)に該当しない文書	0

合計 **606,192**件

※保存期間1年未満の特定秘密文書を廃棄した行政機関は、内閣官房、警察庁、公安調査庁、外務省、海上保安庁及び防衛省の6機関であった。

(政府提出資料を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成)

②平成29年提出資料の類型に基づく分類

類型	文書の廃棄を問題なしとする理由	該当省庁	廃棄件数	
			件数	合計
1 別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の写し	複製	内閣官房	20,763	591,877
		外務省		
		防衛省		
	媒体・言語の変更であり、元となる行政文書は存在する	内閣官房	1,984	
警察庁				
公安調査庁 海上保安庁				
他の行政文書に廃棄した行政文書の内容が含まれる	防衛省	562,957		
	内閣官房			
他の行政機関に行政文書が存在しており、廃棄した行政文書の内容を把握できる	防衛省	7,722		
	内閣官房			
2 別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の素材	吸収した行政文書から廃棄した文書の内容を把握できる	[不開示情報]	13,893	13,893
3 暗号関係	一定の期間ごとに作成・変更される暗号化及び暗号の解読に必要な情報を記録する文書	内閣官房	422	422
		防衛省		

合計 **606,192** 件

(政府提出資料を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成)